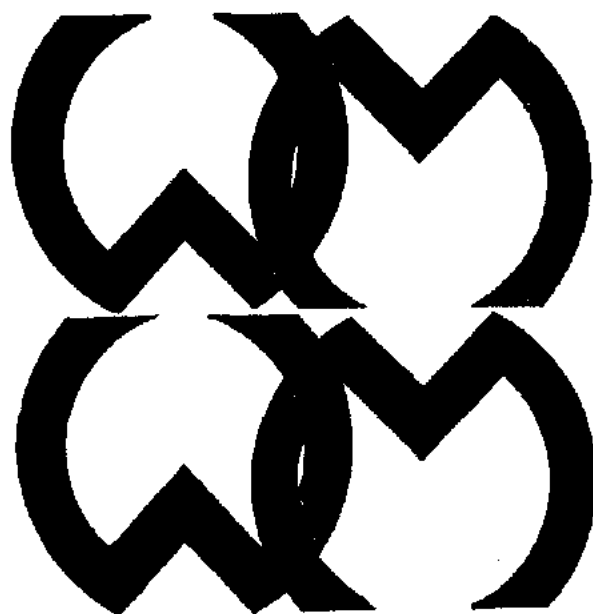


第37回婦人週間



あらゆる分野への男女の共同参加

—「国連婦人の10年」最終年にあたって—



労 働 省 婦 人 局

パンフレットNo. 3
1985. 4

I あらゆる分野への男女の共同参加を進めよう

——これまでの成果を踏まえ、 残された課題の達成と今後の発展をめざして——

国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、さらにそれに続く10年（1976～85年）を「国連婦人の10年」と定め、世界の国々に向けて女子の地位向上のための積極的な活動を呼びかけました。

我が国においては、政府をはじめ、各団体、グループ、個人が多彩な活動を展開し、女子の意識の向上や社会の認識の改革をおしすすめてきました。法律や制度のうえでの男女の不平等は、これまでかなり解消され、様々な分野、レベルへの女子の参加は着実に進んでいます。しかし、女子の能力や適性、男女の役割に対する固定的な考え方は根強く残っており、「あらゆる分野への男女の共同参加」はまだまだ実現されているとはいえません。

男女双方がより豊かな人生を歩むためにも、また人間性豊かな社会を築いていくためにも、男子も女子もこれまでの固定的な考え方や態度を積極的に変え、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、対等な人間としてともに役割と責任を果たしていくことが必要です。

本年は、とくに「国連婦人の10年」最終年にあたることから、各団体、グループ、個人が、それぞれの立場から、「あらゆる分野への男女の共同参加」ということについて、これまでの活動を見直し、残された課題を明らかにして、その達成と今後の発展をめざして、1人1人がさらに積極的な活動を展開することが期待されています。

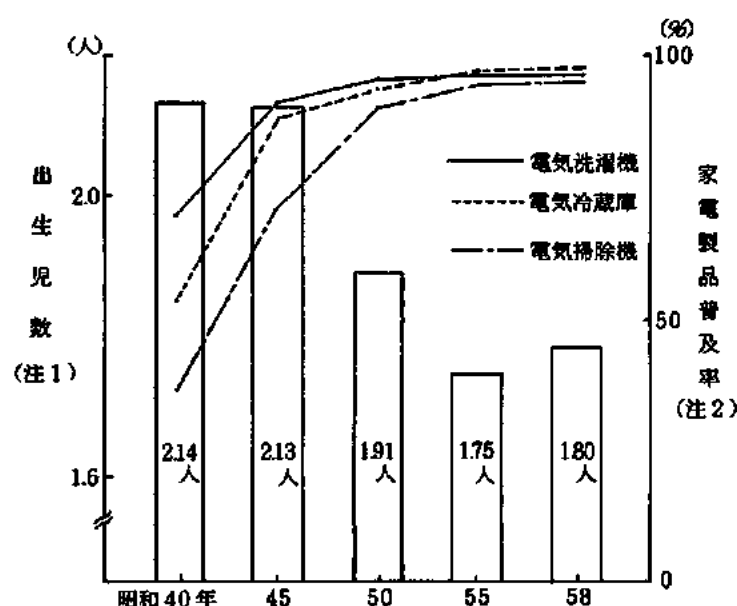
Ⅱ 統計からみた女子の変化

1. 女子の社会参加が進んでいます。

女子の平均寿命は、昭和50年の76.9歳から58年の79.8歳へと伸び、一方、出生児数が減少した結果、子育て後の期間がさらに長くなりました。また、家庭用電気製品がほとんどの家庭に普及し、家事の負担も軽くなりました。

このため、女子が家庭から職場に進出するとともに、地域活動、ボランティア活動など様々な分野の社会活動に参加するようになり、また、今後参加したいと考える人も増えていきます。

出生児数の変化と家電製品の普及率



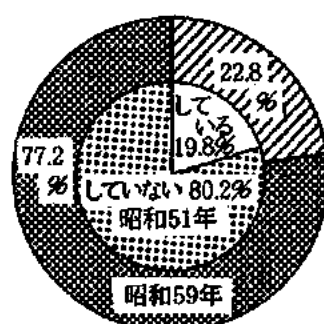
(注1) 女子が一生の間に生むと考えられる平均子供数(合計特殊出生率)である。

(注2) 全世帯における普及率である。

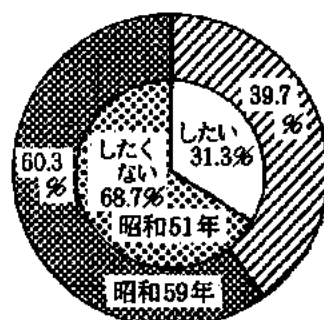
資料出所：厚生省人口問題研究所調べ
経済企画庁「消費動向調査」

社会活動への参加状況

① 現在の社会活動への参加



② 今後の社会活動への参加意向



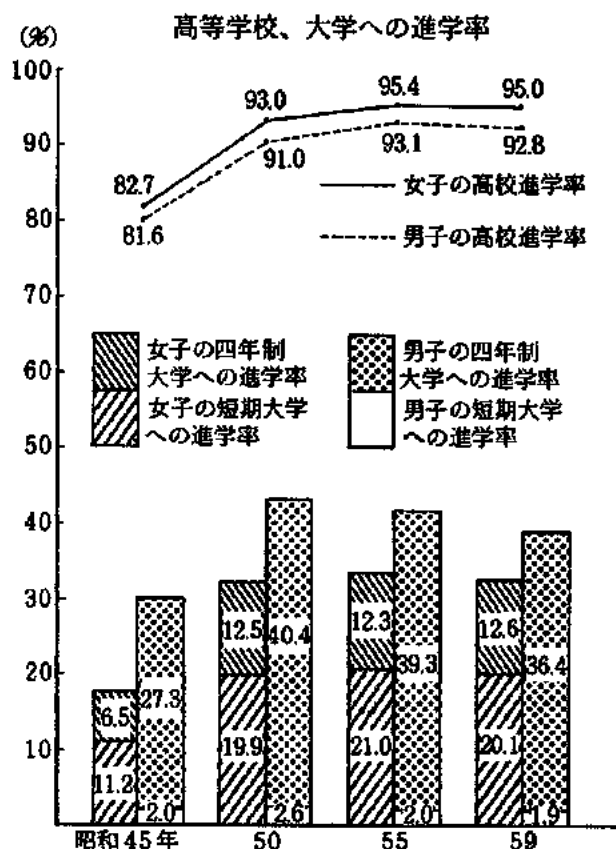
資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」
(昭和51年、59年)
(対象…20歳以上の女子)

2. 女子の進学率は横ばいですが、進学の内容は男子とかなり異なっています。

高等学校への進学率は、男女ともほぼ横ばいとなっています。

短期大学及び四年制大学への女子の進学率は、50年以降33%前後ですが、男子の進学率が低下しているため、進学率の男女差は縮まっています。

しかし、女子では、短期大学への進学率が高いこと、四年制女子学生の過半数が人文科学、教育を専攻するなど、進学の内容が男女でかなり異なっています。

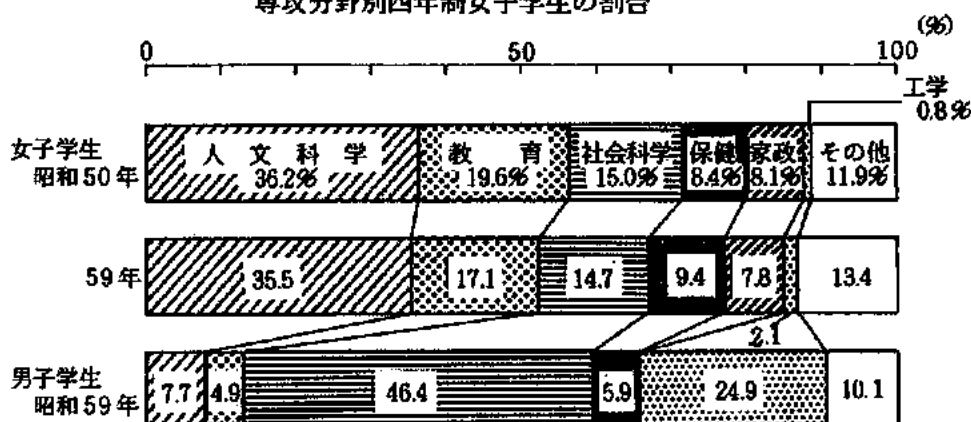


資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学卒業者数}} \times 100$

大学・短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業者数}} \times 100$

専攻分野別四年制女子学生の割合



資料出所：文部省「学校基本調査」

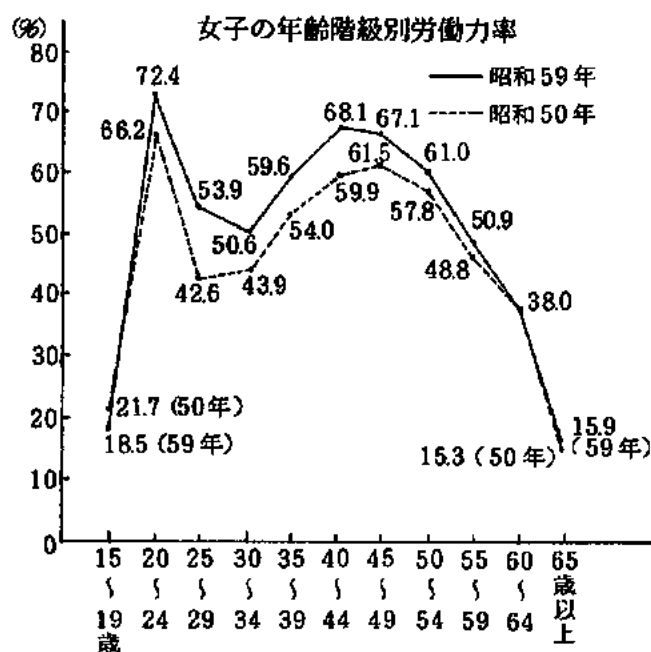
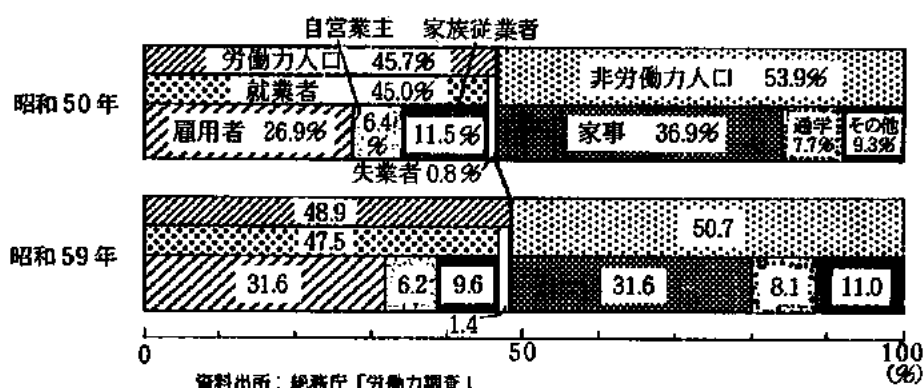
3. 仕事に就いている女子、なかでも雇われて働いている女子が増えています。

15歳以上の女子人口は、昭和50年の4,344万人から59年には4,804万人に増えました。

このうちでは、仕事に就いている人（就業者）や仕事を探している人（失業者）が増え、家事専業の人が減っています。

就業者の中では、雇われて働いている人（雇用者）が増え、自分で事業を営む人（自営業主）や、家族でその手伝いをする人（家族従業者）の割合が減っています。

労働力状態別15歳以上女子の割合



女子の労働力率は、出産、育児期に低下するいわゆるM字型カーブを描いていますが、全体にM字型カーブの上昇がみられます。

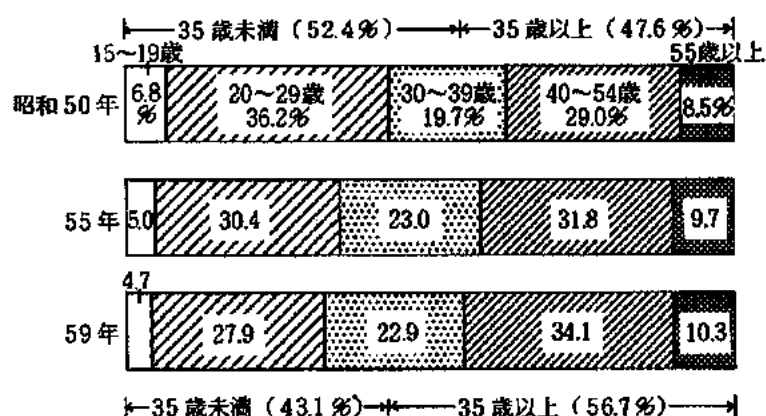
また、M字型のボトムが、未婚率の上昇や結婚後も継続して就業する人の増加により、25～29歳層から30～34歳層に移っています。

$$\text{年齢階級別労働力率} = \frac{\text{当該年齢階級労働力人口}}{\text{当該年齢階級人口}} \times 100$$

4. 女子雇用者のうちでは、中高年齢者、既婚者の割合が高まるとともに、勤続年数の長い人の割合も高まっています。

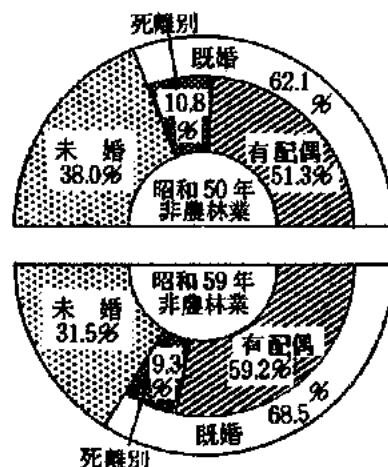
女子雇用者のうちでは、35歳以上の者が過半数を占めるようになり、既婚者も7割近くになりました。

年齢階級別女子雇用者の割合



資料出所：総務庁「労働力調査」

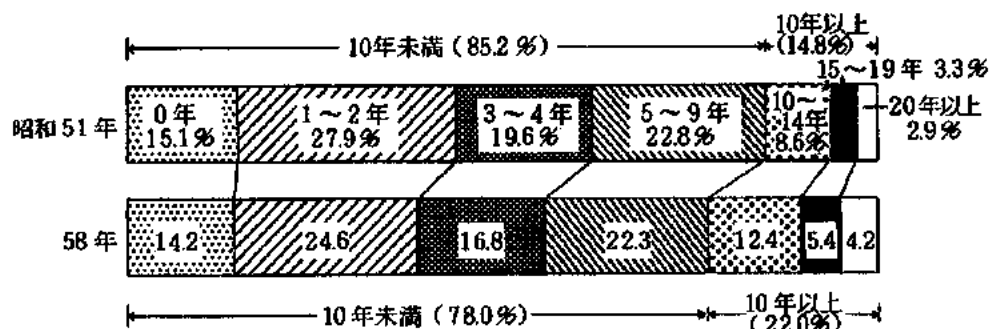
配偶関係別女子雇用者の割合



資料出所：総務庁「労働力調査」

女子の平均勤続年数は、昭和58年では6.3年（男子は11.3年）ですが、年々勤続年数の長い人が増え、勤続10年以上の人が2割を超えています。

勤続年数別女子雇用者の割合



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」
(対象…常用労働者10人以上の民間企業)

5. 女子の政策決定への参加はやや進んだものの、まだ低調です。

昭和50年代の衆議院議員選挙及び参議院議員通常選挙における女子の投票率は、最高が75.4%（55年、第36回総選挙）、最低が57.1%（58年、第13回通常選挙）でしたが、常に男子の投票率を上回りました。

一方、国会や地方議会の議員のうち女子の占める割合は、50年以降わずかに高まっています。

議 員 中 の 女 子 の 状 況

区 分	昭 和 5 9 年			5 5 年 の	5 0 年 の
	総 数	うち女子	女子の割合	女子の割合	女子の割合
国 会 議 員	757人	27人	3.6%	3.4%	3.4%
衆 議 院	508	8	1.6	1.8	1.5
参 議 院	249	19	7.6	6.8	7.2
地方議会議員	70,132	1,052	1.5	1.1	0.9
都道府県議会	2,878	36	1.3	1.2	1.1
市 議 会	20,006	583	2.9	2.1	1.8
町 村 議 会	46,175	353	0.8	0.6	0.5
特別区議会	1,073	80	9.5	6.7	6.6

資料出所：衆院・参院各事務局、労働省調べ

（注）国会議員は、昭和59年9月、55年7月、50年10月の状況であり、地方議会議員は、昭和59年6月1日、55年6月1日、50年12月31日現在の状況である。

また、中央レベルに設置されている審議会委員のうちの女子の割合は、この間に高まっていますが、まだ、5.2%です。

各種審議会等委員中の女子の状況

年 月	審 議 会 数	うち女子を含む審議会数	女子を含む審議会の比率	委 員 数	うち女子	女 子 の 率
昭和50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
59年6月1日	204	112	54.9	4,642	242	5.2

（注1）国の地方支分部局等を含まない国の中央段階のものみの数字である。

（注2）調査時点において、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会等は、この統計表には含まれていない。

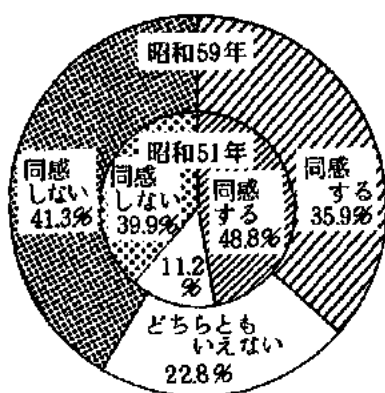
資料出所：総理府調べ

6. 女子の役割や職業についての考え方が変わるとともに、不平等感が高まっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する女子は、 $\frac{1}{3}$ 程度に減りました。

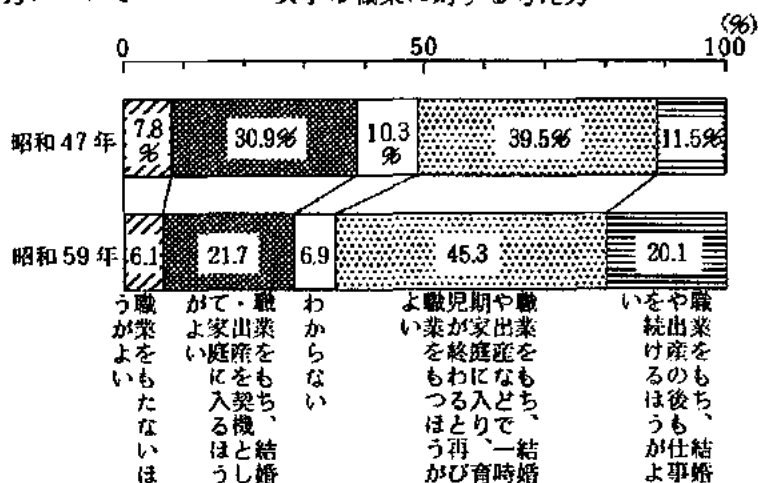
また、女子の職業に対する考え方も変わり、育児の時期も職業を続けたり、育児が終わって再び職業をもつのがよいと考える人が増えています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」
(昭和51年、59年)
(対象…20歳以上の女子)

女子の職業に対する考え方

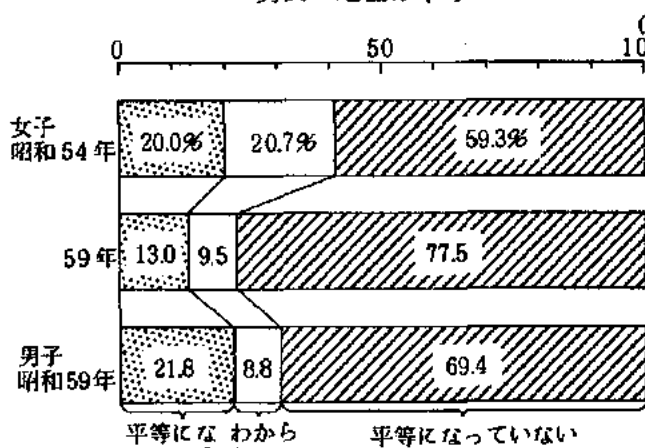


資料出所：「婦人に関する意識調査」(昭和47年)(対象…18歳以上の女子)
「婦人に関する世論調査」(昭和59年)(対象…20歳以上の女子)

「日本における男女の地位が不平等」と考える女子の割合は高まり、8割近くになりました。

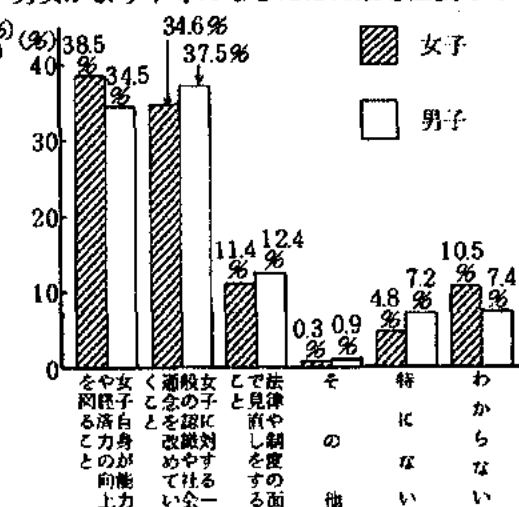
男女がより平等になるために最も重要なものとして、女子自身の努力や社会通念等の改革をあげる人が多くを占めています。

男女の地位は平等か



資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」
(昭和54年、59年)

男女がより平等になるために最も重要なこと



資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」
(昭和59年)

III 法律や制度のうえでの女子の地位の向上

政府は、とくに国際婦人年以降、女子の地位を向上させるために、法制の整備などを行ってきましたが、その主なものは次のとおりです。

(この間に改正され、既に施行されている法律)

民法等の一部を改正する法律 (昭和51年6月15日) (公布、同日施行)	(1) 婚氏統稱制度の新設 … 婚姻によって氏を改めた者は、離婚によって当然結婚前の氏に復する離婚復氏の制度を改正し、離婚によって復氏した者は、離婚の日から3カ月以内に市町村長に届け出ることにより、婚姻時に称していた氏を称することができることとした。 (2) 出生届出制の改定 … 嫡出子の出生の届出をする者として、父を優先させていたが、父と母を同順位とした。
民法及び家事審判法の一部を改正する法律 (55.5.17 公布) (56.1.1 施行)	この法律は、夫が死亡した場合における相続財産に対する妻の権利を拡大したものである。 (1) 法定相続分の改定 … 配偶者の相続分を改正し、配偶者の相続分を、子と共同相続の場合は$\frac{1}{3}$から$\frac{1}{2}$へ、直系尊属との場合は$\frac{1}{2}$から$\frac{2}{3}$へ、兄弟姉妹との場合は$\frac{2}{3}$から$\frac{3}{4}$へと引き上げた。 (2) 寄与分制度の新設 … 共同相続人中に被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした者があるときは、共同相続人の協議又は家庭裁判所の審判で定めた寄与分を相続人に取得させることができることとした。 (3) 遺留分の改定 … 配偶者が単独相続人又は共同相続人となる場合の遺留分(法律上確保される最低限度の相続財産)を$\frac{1}{3}$から$\frac{1}{2}$へと引き上げた。
国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律 (59.5.25 公布) (60.1.1 施行)	(1) 父母両系血統主義の採用 … これまでは、子は原則として父が日本人であるときに、出生により、日本国籍を取得するものとされていたが、これを改め、父又は母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得するものとした。 (2) 日本国民の配偶者の帰化条件の差異の解消 … 日本国民の配偶者である外国人の帰化については、その者が夫である場合にはより厳しい条件が定められていたが、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず、同一の条件とした。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案

(いわゆる男女雇用機会均等法案)

(59.7.27 衆議院通過、参議院で審議中)

船員法の一部を改正する法律案

(59.8.2 衆議院通過、参議院で審議中)

国民年金法等の一部を改正する法律案

(59.12.19 衆議院通過、参議院で審議中)

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律案関係 … 募集、採用から定年、退職に至るまでの雇用管理における男女の均等な機会及び待遇を確保するために事業主が行うべきこととその実効を確保する措置を定め、また、再雇用特別措置等の再就職の援助、育児休業の普及等女子労働者の就業に関する措置も定める。

(2) 労働基準法の改正案関係 … 女子保護規定については、産前産後休業などの母性保護規定を女子自身の健康の確保及び次代を担う国民の健全な育成という観点から拡充し、それ以外の女子保護規定は均等な機会及び待遇の確保という観点から緩和を図る。

女子船員について、就業制限を緩和するとともに、母性保護の充実を図る。

(1) 女子の年金権の確立

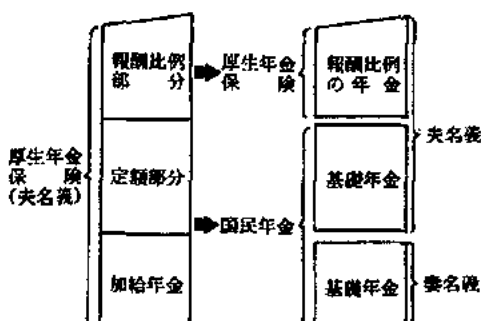
… 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を国民1人1人の名義で支給することとする(右図)。このことにより、現行法では、国民年金に任意加入しない場合は独自の年金権

がない被用者の無業の妻も含めて、全ての女子に独自の基礎年金を支給し、女子の年金権の確立を図る。

(2) 女子の支給開始年齢の引き上げ … 厚生年金保険の女子の老齢年金の支給開始年齢を男子と同一とする趣旨から昭和75年に60歳とするよう段階的に引き上げる。

[現行制度]

[改正案]



(そ の 他)

国家公務員（一般職）
採用試験区分中女子
の受験を制限してい
る職種の縮小

昭和50年当時、12職種あった女子の受験を制限していた職種は、
現在1職種となり、女子にも徐々に受験が認められてきた。

50年当時の 受験制限職種	程度	採用省庁	制限の廃止年度
国家公務員初級 （行政事務B）	初級	各省庁	51年度
航空管制官	中級	運輸省	54年度
航空保安大学校学生	初級	“	“
気象大学校学生	“	運輸省 （気象庁）	“
海上保安大学校学生	“	運輸省 （海上保安庁）	“
海上保安学校学生	“	（ “ ）	“
国税専門官	上級(乙)	国税庁	55年度
皇宮護衛官	初級	警察庁 （皇宮警察本部）	“
国家公務員初級 （税務）	“	国税庁	56年度
入国警備官	“	法務省	“
刑務官	“	“	“
国家公務員初級 （郵政事務B）	“	郵政省	現在も制限あり

家庭科教育に関して

- (1) 新学習指導要領の実施 … 中学校の「技術・家庭」については、56年度以降、従来の男子向き、女子向きの区分をやめ、男子にも家庭系列の領域を、女子にも技術系列の領域をそれぞれ含めて履修させることとし、高等学校の「家庭一般」については、57年度以降、男子が選択して履修するための特別の配慮をすることとした。
- (2) 家庭科教育に関する検討会議報告「今後の家庭科教育の在り方について」（59.12.）… 「男女とも、『家庭一般』を含めた特定の科目の中から、いずれかの科目を必ず履修させること（選択必修）が適当と考える。」とし、具体的には、「今後、教育課程審議会での審議にゆだねたい。」と報告した。



第37回 婦人週間実施要綱

1. 趣 旨

我が国の婦人が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、この日に始まる1週間を昭和24年以来「婦人週間」として婦人の地位向上のための活動を全国的に実施している。

1975年（昭和50年）の国際婦人年とこれに続く「国連婦人の10年」においては、国の発展と世界の福祉、平和の推進のために、あらゆる分野に婦人が男子と等しく参加すること及び男女の役割と責任に対する固定的な考え方を変える必要性が強調され、世界の国々で、「平等・発展・平和」を目標とした婦人のための諸活動が展開されている。

婦人週間においては、1975年（第27回）以来、「国際婦人年」及び「国連婦人の10年」の趣旨に沿い、男女の平等とあらゆる分野への男女双方の参加を進めるための活動が行われてきたが、本年はとくに「国連婦人の10年」の最終年にあたることから、「国内行動計画」に基づく啓発活動の一層の推進を図ることを目標として、第37回婦人週間を実施する。

2. テ ー マ あらゆる分野への男女の共同参加

—「国連婦人の10年」最終年にあたって—

3. 活動の重点 これまでの成果を踏まえ、残された課題の達成と今後の発展をめざす

男女双方がより豊かな人生を歩むためにも、また人間性豊かな社会を築いていくためにも、家庭、地域、職場など様々な分野、レベルにおける男女双方の協調に基づく参加が不可欠である。しかし、様々な分野、レベルへの婦人の参加は着実に進んではいるものの、今なお活動の範囲が狭く偏ったものとなっているとともに、男子の家庭、地域などへの参加もまだ十分とはいえず、男女双方の協調に基づく参加が達成されているとはいえない。

このようなことから、男女双方の自覚と社会全体の世論の醸成を促すため、「国連婦人の10年」最終年にあたって、国民1人1人があらゆる分野において、これまでの成果を踏まえ、残された課題の達成と今後の発展をめざして、さらに積極的な活動を展開することを期待するものである。

4. 期 間 昭和60年4月10日～16日

5. 主 唱 労 働 省

6. 協力を依頼する機関・団体

関係官公庁、地方公共団体、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

7. 主唱機関の行うこと

- 講演会・討論会・講座等本活動の趣旨に沿った行事の実施
- 活動事例の収集
- 特別相談期間の設定等相談活動の強化
- 資料の作成と広報活動

8. 関係機関・団体等への協力依頼事項

- 本活動の趣旨に沿った各種活動の実施
- 主唱機関の実施する諸活動への協力、参加